

今後の地方分権改革について

平成21年5月11日
鳥 取 県

地方分権改革推進委員会の第2次勧告については、「義務付け」の見直しには一定の評価ができるが、出先機関の見直しなどについては問題点も残されており、全国知事会としても、議論を提起することが必要。

2次勧告に記された「国の地方出先機関の見直し」は、地域や住民にとってメリットが見込まれる「雇用労働行政」などの権限移譲は盛り込まれておらず、また、国の縦割り行政を引きずった「地方振興局」など巨大出先機関の創設や、財務事務所のように全く見直し対象となっていない機関があるなど問題点も残されている。

特に、都道府県労働局については、ブロック単位の機関への見直しにより地域や住民から一層遠い存在になるなど、分権に逆行し、地方にとって有益な見直しとは言い難い状態。

全国知事会としても、雇用労働行政、地域産業の振興など、地方に設置する有益性のある住民に身近な行政については、権限と財源を一体とした移譲を国に強く求めていく必要がある。

国の直轄事業負担金については、国は地方に内訳を示すなど透明性を確保するとともに、地方が負担の適否を判断できる仕組みが必要である。
維持管理費等は即刻廃止すべき。

国の直轄事業負担金については、地方が事業実施に関与できないのに払わないと違法になるという仕組みがまず問題。

先般、国土交通省が地方負担分に関する内訳を公表したこと自体は一定の評価をするが、開示自体が不十分。また、営繕宿舍費、人件費など地方負担として納得できないものが含まれている。

事業への事前関与が行いづらい維持管理費、業務取扱費等については地方負担を即刻廃止すべき。

地方の税財源については、「地方交付税の復元」を引き続き求めるとともに、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方消費税充実に向けた議論と運動を強力に展開すべき。

地方交付税については、三位一体改革による不合理な削減分の復元は、引き続き強く求めていくべき。

一方、近年の地方交付税は、臨時財政対策債の発行に頼る部分が大きく、真水での確保が必要。

また、国の厳しい財政状況を勘案すれば、今後、経済、景気状況を踏まえつつ、消費税の議論を行うことは避けて通れない。全国知事会としても、税源の偏在性が少なく、安定性を備えた地方消費税の充実に向けて積極的な議論と運動を展開していくべき。